



保険適用外の検査費など

不育症治療費を助成します

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001 各総合支所市民福祉課(市民課)

不育症とは、妊娠はするけれど流産・死産などを繰り返して、子どもを持つことができないことをいいます。津市では不育症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するために検査費や治療費などの一部を助成しています。

助成の内容 1治療期間に受けた保険適用外の検査費や治療費

※1治療期間とは…その妊娠に係る不育症治療を開始した日から、出産(流産、死産などを含む)により不育症治療が終了するまでの期間

助成金額 上限10万円(1年度に1回、通算して5回まで)

対象者(次の全ての要件を満たす人)

- 法律上の夫婦
- 夫婦の双方または一方が市内に居住している人
- 夫婦の前年の所得(1～5月の申請は前々年の所得)の合計額が730万円未満の人(諸控除がありません)

● 医療保険各法の被保険者または組合員、被扶養者

申請方法 必要書類を保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出 ※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請に必要なもの

- 不育症治療費助成申請書
- 不育症治療受診等証明書(不育症治療を受けた医療機関で証明を受けてください)
- 医療機関発行の領収書(原本)

- 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもので、発行後3カ月以内のもの)
※個人番号の記載があるものは使用できません。
- 夫および妻の申請年度の住民税所得課税証明書(4～5月に申請する場合は前年度のもの)
※所得がない場合でも提出が必要
- 戸籍謄本(発行後3カ月以内のもの)
※住民票で夫婦関係が確認できない場合に必要
- 預金通帳
- 印鑑(スタンプ印を除く)

申請期限 不育症治療が終了した日から60日以内
※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例もあります。詳しくはお問い合わせください。

保険適用となるものは福祉医療費助成で

不育症治療費助成制度では保険適用外の検査費や治療費を対象としていますが、不育症治療費には保険適用となるものも多くあり、これらは福祉医療費助成制度で助成が受けられます。

津市では、妊娠5カ月以上の妊産婦に対して、保険診療分の自己負担額の一部を、福祉医療費助成制度で助成していますので、母子健康手帳の交付を受けたら併せて手続きを行い、「福祉医療費受給資格証」の交付を受けてください。助成には、所得制限など条件があります。詳しくはお問い合わせください。



10月1日は浄化槽の日

浄化槽、汚れていませんか？

問い合わせ 下水道施設課 ☎239-1035 FAX239-1037



浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

保守点検 県に登録されていて、浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検業者に、汚泥(微生物)の管理、機器の点検、消毒剤の補充などをしてもらいましょう。(家庭用では、年3・4回以上)

清掃 市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に、槽内部にたまった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄、

掃除などを依頼しましょう。(年1回、全ばつ気方式は6カ月に1回以上)

法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年1回、県の指定検査機関である三重県水質検査センターの検査を受けることが義務付けられています。

浄化槽をきれいに保つために

- 台所から天ぷら油などを流さない
- トイレではトイレットペーパー以外のものを流さない
- 送風機(ブロー)の電源は切らない